

個 別 入 札 公 告

下記のとおり、事後審査型条件付一般競争入札（持参方式）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び日高川町財務規則（平成25年規則第1号）第57条の規定により公告します。

令和 7年 5月12日

日高川町長 久留米 啓史

記

1. 入札に付する工事の概要に関する事項

- (1) 年 度 令和7年度
- (2) 事 業 名 防災・安全 第3号－1
- (3) 工 事 名 町道三佐畑ヶ瀬線畑ヶ瀬橋橋梁上部工事
- (4) 工 事 場 所 日高川町大字 三佐・坂野川 地内
- (5) 工 事 概 要 延長 115.0m、幅員 9.0 (5.5) m
鋼3径間連続非合成鈹桁橋=241.2 t
架設工法=トラッククレーン架設
床版・地覆工=333m³
橋面工=1017m²
防護柵工 (H750・H1000 mm) =231m
- (6) 主たる工種 鋼橋製作工
- (7) 工 期 着手日から570日間を予定
- (8) 予 定 価 格 544,899,300 円 （税抜き 495,363,000 円）
- (9) 支 払 条 件
 - ア 前払金 有
 - イ 中間前払金 有
 - ウ 部分払 有
- (10) そ の 他 本工事は、総合評価落札方式（標準型）である。
本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

日高川町建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

(1)入札参加資格業種	対象業種：鋼構造物工事業
(2)入札参加資格区分	鋼橋上部申請業者で工場（「工場」とは、資材持ち上げのために必要なクレーンを装備し、鋼橋の製作又は鋼橋の主要資材を生産する能力を有する工場をいう。以下同じ。）を有する者であること。 和歌山県内に本社・本店又は主たる営業所を有する者にあつては、和歌山県格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがWランクであり、かつ対象業種欄に示した業種の総合点数が1100点以上であること。 また、和歌山県内に本社・本店又は主たる営業所を有しない者にあつては、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「取扱い基準」という。）第4条第2項に規定する対象業種欄に示した業種の総合点数が1100点以上であること。 建設業法に基づき、対象業種欄に示した業種の特定建設業の許可を受け、継続して5年を経過している者であること。 なお、入札参加資格の承継が認められた者にあつては被承継者の特定建設業許可が継続されているものとみなし、承継者の許可期間に被承継者の許可期間を通算することができるものとする。 平成22年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した国、地方公共団体又は日高川町施工実績認定基準（（平成19年11月1日施行）のウ）に定める法人発注による鋼構造物工事業の支間長30m以上の鋼橋の製作架設工事の施工実績を有すること。 平成22年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した国、地方公共団体又は日高川町施工実績認定基準（（平成19年11月1日施行）のウ）に定める法人発注による鋼構造物工事業の支間長30m以上の鋼橋の架設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を架設据付期間について配置できる者であること。なお、工場の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者は同一でなくてよい。

	当該工事の入札参加資格要件である施工実績及び施工経験において、和歌山県が発注した工事のうち工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績及び施工経験として認めない。 主たる工種についての下請契約は一次下請までに限る。 鋼構造物工事の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受け、かつ建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に定める監理技術者講習の有効期間を経過していない者）が5名以上在籍すること。
(3)会社の所在	無
(4)施工実績に関する要件	有
(5)配置予定技術者に関する要件	架設据付現場の配置技術者は鋼構造物工事の専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受け、かつ建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に定める監理技術者講習の有効期限を経過していない者）を配置すること。 特例監理技術者の配置は認めない。
(6)特定建設業の許可に関する要件	有
(7)その他の参加資格要件	無

3. 入札手続き等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
設計図書の閲覧・入手方法	令和7年5月12日（月）から 令和7年6月2日（月）まで	日高川町ホームページ 日高川町 建設課
質問書の受付(質問書は様式第8号「質疑応答書」を使用する。)	令和7年5月14日（水）から 令和7年5月21日（水）まで	日高川町役場 建設課 FAX またはメールにて受付
回答の閲覧期間	令和7年5月23日（金）から 令和7年6月2日（月）まで 注1) のとおり	日高川町ホームページにアップロード
入札場所		日高川町役場 3階会議室
入札日時	令和7年6月3日（火） 午後1時30分 注2) のとおり	
落札予定日	令和7年6月中旬 注3) のとおり	
入札結果及び契約状況の公表	令和7年6月下旬 予定	日高川町ホームページ
その他		
(1)設計価格	495,363,000円(税抜) 544,899,300円(税込)	
(2)調査基準価格	有 事後公表	
(3)入札保証金	無	
(4)議会議決	有	
(5)契約保証金	有	
(6)リサイクル対象工事	有	
(7)建退共掛金	有 注4) のとおり	
(8)コリンズ登録	有	
(9)その他、入札契約事項の明示	入札書および工事内訳書、評価点申告書を提出すること。 (封入の必要はありません。) 入札書の年月日には提出日を記載すること。	

注) 1 質問内容により回答に日数がかかる場合がございますが、回答最終期限までには回答します。

質問がなければ、回答のアップロードはございません。

注) 2 入札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合がございます。

注) 3 落札予定日は入札参加資格要件審査の状況により変更する場合がございます。

注) 4 経営者や役員など、役員報酬を受けている方、本社勤務の事務職員や営業職員など、現場で働いていない方、中小企業退職金共済（中退共）、清酒製造業退職金共済（清退共）、林業退職金共済（林退共）のいずれかに加入している方、または自社退職金制度の対象者の方については建退共加入の必要はありません。

4. 総合評価落札方式（標準型）

低入札価格調査に関する事項	
最高評価値入札者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合、かつ当該入札者が入札書等の提出時に低入札価格調査を受ける意志があるとして 低入札価格調査意向確認書を提出 していた場合は、低入札要領に基づく調査様式を、求められた日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く）に提出すること。	

総合評価に関する事項		
総合評価の方法	技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は14点とする。	
	標準点は100点とする。	
	総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。	
	評価項目	
	具体の技術提案	
	(1)鋼桁の工場製作又は架設現場における、品質向上についての提案	
	企業の施工能力	
	(1)過去10年間の県内での優良施工実績	
	配置予定技術者の能力	
	(1)主任（監理）技術者の保有する資格	
	(2)継続教育（CPD）の取り組み状況	
	(3)過去4年間の工事成績（和歌山県発注）の平均値	
	(4)現場従事技能者（登録橋梁基幹技能者）の配置の有無	
	地域貢献	
	(1)和歌山県内における本社本店又は工場の有無	
	(2)日高川町内における鋼橋の上部工製作・架設実績の有無	
	(3)和歌山県との大規模災害時の協定締結	
	評価項目の詳細は技術提案作成要領による。	
	技術提案は確実に施工ができるものとする。	
	技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。	
過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。		
受注者の責で採用された技術提案のとおり施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。		

契約に関する事項	
技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。	

5. 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格の要件審査および落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 審査の結果、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札予定者およびその順位以降の者を決定します。
- (3) 入札参加資格要件の審査は、評価値の最も高い者から低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、日高川町役場 建設課から指示のあった者は、指定された日時までに下記6に掲げる書類を持参提出してください。指定された日時までに提出のない場合は失格とします。
- (4) 落札者が決定した場合、落札者に電話またはFAXでお知らせします。
- (5) 入札参加資格を満たしていないことを確認された者へは入札参加資格不適格通知書（以下「不適格通知書」という。）により通知します。
不適格通知書を受領した者は、その通知の翌日から起算して3日以内に書面により入札参加資格を満たしていないことの理由について説明を求めることができます。
説明を求めた者へは、書面を受領した日から3日以内に書面により回答します。

6. 条件付一般競争入札参加資格確認資料

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 施工実績調書（様式第2号）
- (ウ) 配置予定技術者等の資格・工事経歴書（様式第3号）
- (エ) 配置予定技術者等の恒常的雇用関係を証明する書類の写し（健康保険証等）
- (オ) その他、入札に参加する者に必要な資格に関する事項を証明するもの

7. その他

入札担当(問い合わせ先)

日高川町土生160番地

日高川町役場 建設課 担当 藤本

TEL : 0738-22-5280 FAX : 0738-22-1762

E-MAIL : kensetsu@town.hidakagawa.lg.jp

共通入札公告（持参方式・総合評価落札方式）

日高川町が公告する建設工事に係る条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式。ただし総合評価方式によるもので、共同企業体による参加を認めないもの。）による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する工事の概要に関する事項	
	本工事は、持参方式入札の対象工事である。
	本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
	日高川町建設工事に資格業者登録名簿に登録された者であること。
	日高川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（令和5年4月1日）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
	和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
	日高川町が行う契約等からの暴力団排除に関する措置規程（平成22年12月1日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
	会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
	日高川町建設工事入札参加資格認定基準及び発注基準及び県格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
	談合等による損害賠償請求を日高川町及び和歌山県から受けていない者であること。
	本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。
	以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
	同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

入札参加手続等に関する事項	
	入札参加者は該当の公告に示す期間に該当の公告に示す場所で設計図書等の閲覧を申し出ることができる。なお、閲覧を申し出できる者は入札に参加する資格を有する者に限り、また、入札者に対する公平を期するため閲覧期間を制限することができる。

入札参加者は入札しようとする工事の設計図書等を個別入札公告に示す設計図書等の閲覧期間の月日と同じ期間にホームページからダウンロードできるものとする。
本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。
現場説明会は、行わない。

入札等に関する事項
入札書等の提出について
特定の時刻を超えて提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
代理人が入札する場合には、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名（法人の場合にはその名称または商号及び代表者の氏名）を記載し、「右代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
実施要領第11条の各号のいずれかに該当する者は、無効とする。

審査に関する事項
入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された条件付一般競争入札参加資格確認資料及び技術提案等により行う。
一度提出された条件付一般競争入札参加資格確認資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

総合評価に関する事項
落札者の決定方法
入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、個別入札公告の「総合評価の方法」に示した計算によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。
入札執行者は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

契約に関する事項
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、日高川町は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。 ただし、仮契約を行うものについては、落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、日高川町は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、日高川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（令和5年4月1日）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を日高川町から受けたとき、日高川町建設工事等条件付一般競争入札実施要綱（令和7年1月1日施行）第4条第1項に基づく資格認定を取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、日高川町は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

注意事項
条件付一般競争入札参加資格確認資料の様式については、ホームページに掲載する。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 か所の営業所をいう。	
「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）をいう。	
「実施要領」とは、日高川町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札(持参方式)実施要領（令和6年12月5日制定）をいう。	
「子会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。	
「親会社等」とは、会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。	
「会社等」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。	
「更生会社」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。	
「監査等委員である取締役」とは、会社法第 2 条第11号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。	
「社外取締役」とは、会社法第 2 条第15号に規定する社外取締役をいう。	
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第 2 条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。	
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。	
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。	
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。	
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第 1 項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。	
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。	
「管財人」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第 2 項又は会社更生法第67条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。	
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。	
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。	
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、技術提案及び意向確認書をいう。	
「低入札要領」とは、日高川町低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和6年7月1日施行）をいう。	